

## 平成26年度補正

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)

### -対象製品の公募- 公募要領 (二次公募)

平成27年6月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

# INDEX

## 1 事業概要

1-1. 趣旨	P.3
1-2. 事業内容	
(1) 補助金名	P.3
(2) 事業規模(三次公募)	P.3
(3) 申請者の資格	P.3
(4) 事業の要件	P.4
(5) 補助対象となる製品	P.5
(6) 補助対象となる費用	P.5
(7) 補助率及び補助金額	P.6
(8) スケジュール	P.6
(9) 事業スキーム	P.7
(10) 全体スケジュール	P.8
(11) エネルギー計算について	P.9
(12) 改修済みガラス・窓・断熱材について	P.12

## 2 対象製品について

2-1. 対象製品の登録要件	
(1) 対象製品登録申請者の要件	P.14
(2) ガラスの登録要件	P.14
(3) 窓の登録要件	P.15
(4) 断熱材の登録要件	P.16
2-2. 対象製品登録に関する注意事項	P.17

## 3 対象製品の登録

3-1. 対象製品の登録概要	
(1) 目的	P.19
(2) 登録方法	P.19
(3) 登録スケジュール	P.19
(4) 対象製品の公表	P.20
3-2. 対象製品の登録について(新規登録の場合)	
(1) 登録フロー	P.21
(2) メーカーコードの発行申請期間	P.22
(3) メール送信先/メールタイトル/メール本文の必要記載事項	P.22
(4) 対象製品の登録申請期間	P.23
(5) 提出書類	P.23
3-3. 登録済み製品の廃番・変更について	
(1) 登録フロー	P.26
(2) JIS等の更新について	P.28
3-4. 申請書提出先及び問合せ先	P.29
3-5. 提出書類フォーマット	
(1) 対象製品登録申請書	P.30
(2) 企業情報	P.31
(3)-1 対象製品申請リスト 記入見本 (ガラス)	P.32
(3)-2 対象製品申請リスト 記入見本 (窓)	P.33
(3)-3 対象製品申請リスト 記入見本 (断熱材)	P.34
(4) OEM等の企業情報	P.35
(5) 施工業者登録リスト (断熱材)	P.36
(6) 変更届	P.37
3-6. 審査結果通知	P.38

## 4 その他

4-1. 出荷証明書・施工証明書	
(1) 出荷証明書・施工証明書の発行について	P.40
(2) 必要記載項目の要件	P.40
(3)-1 出荷証明書 書式見本 (ガラス、窓、断熱材※マット系・ボード系)	P.41
(3)-2 施工証明書 書式見本 (断熱材※吹込・吹付・真空断熱材等)	P.42

# 1. 事業概要

## 1 事業概要

### 1-1 趣旨

本事業は、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築住宅等の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行う者に補助金を交付し、予算の範囲内において、その活動を支援するものである。

### 1-2 事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が指定する高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する。

#### (1) 補助金名

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業) (補正予算に係るもの)

#### (2) 事業規模(三次公募)

約15億円(戸建住宅向け 約3億円)  
(集合住宅向け 約12億円)

※ただし、戸建住宅、集合住宅の申請状況に応じて、それぞれの予算額の増減を行う場合がある。

※四次公募の事業規模は未定。

#### (3) 申請者の資格

下記①～③いずれかに該当する者を対象とする。

ただし、「様式第1-3交付申請書 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

① 戸建住宅・集合住宅(分譲)の所有者。ただし、当該住宅が下記A～Cの条件を全て満たす場合に限る。

A. 申請者が常時居住する住宅であること。(住民票に示す人物と同一であること)

B. 専用住宅であること。

(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること  
及び断熱工事においても区分されていること)

C. 申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合がある)

② 集合住宅(分譲)の管理組合又は集合住宅(賃貸)<sup>※1</sup>の所有者。

・集合住宅(分譲)の場合は、当該住宅が下記A・Bの条件を全て満たす場合に限る。

A. 原則、当該集合住宅の全戸を改修すること。

ただし、集合住宅(賃貸)の場合は、1戸からの申請も可とする。

B. 改修する住戸に原則常時居住する住民がいること。

③ 転売物件(戸建住宅・集合住宅(分譲))を購入し、所有を予定している者。ただし、下記A・Bの条件を全て満たす場合に限る。

A. 申請者は購入後の所有者とし、交付申請時には、売買契約が締結されていること。

(交付申請時に住民票が移されていない場合は、売買契約書により居住予定者であることが確認できること)

B. 「補助事業実績報告書」提出時に、当該住宅住所の住民票が提出できること。

※1 社宅等も含む。

(注1)リース事業者等との共同申請を認める。

(注2)対象製品申請者については、P14 **2**-1 「対象製品の登録要件」(1)対象製品登録申請者の要件を参照のこと。

#### （４）事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ① 既築住宅等※<sup>1</sup>の改修において、SIIに登録された高性能建材※<sup>2</sup>を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減すること。
- ② 改修によるエネルギー計算結果は、「エネルギー計算結果早見表」（P10・11参照）に従うこと。
- ③ ②以外で改修を行う場合は、SIIに認められた計算式に則り、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算書を添付し、申請すること。
- ④ **交付決定通知日以降に契約すること。**
- ⑤ 補助事業に係る工事は、補助事業の「交付決定通知書」※<sup>3</sup>に記載する交付決定通知日以降に契約・着工（工事着手）すること。  
交付決定通知日より前に契約・着工した場合は、事前契約・着工とみなし、これを認めない。  
また、工事契約の中で本事業に関わる断熱工事以外の工事（対象外工事）を含む場合も一連の工事と判断し、対象外工事の部分であっても事前契約・着工をした場合は、原則これを認めない。
- ⑥ 導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。※<sup>4</sup>
- ⑦ 工事完了日から30日以内又は平成28年1月18日（月）のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」を必ず提出できること。なお、**工事完了日は、申請内容に係る工事が完了した日もしくは補助対象工事の支払いが完了した日（領収書の日付）のいずれか遅い日とする。**  
**「補助事業実績報告書」の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。**
- ⑧ 個人の申請者が、集合住宅（分譲）の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で窓の改修が認められていること。
- ⑨ 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、原則全住戸の改修と共に非住居部※<sup>5</sup>の改修を行うことも可とする。ただし、非住居部※<sup>5</sup>のみの改修は不可とする。

※<sup>1</sup> 新築及び、オフィス、ホテル等の業務用建築物は補助対象外とする。

※<sup>2</sup> 次項「（5）補助対象となる製品」参照。対象製品は順次SIIホームページに公表する。

※<sup>3</sup> SIIは「交付申請書」を受付後、その内容が適切であると認められる者に対し、交付決定を行う。

申請者は、交付決定通知日以降、速やかに工事に着手すること。

・「交付決定通知書」は補助金額を決定するものではない。

・交付の決定については、文書にて申請者に通知する。

※<sup>4</sup> 現場吹込み、現場吹付け、真空断熱材等にあつては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工すること。

※<sup>5</sup> エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、管理人室等をいう。

ただし、倉庫や駐車場等は補助対象外とする。

**（注）申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。**

## （5）補助対象となる製品

外部審査委員会が予め承認した以下の基準に基づき、申請された建材がその基準を満たしていると認められた場合に、本事業の対象製品として選定される。

また、リース製品についても補助対象として認める。

- ① SIIの定める要件を満たし(P14 **2** -1「対象製品の登録要件」を参照)、SIIに製品型番が登録されている製品であること。※1
- ② 未使用品であること。

※1 SIIに登録されていないガラス、窓、断熱材を用いた改修工事は補助対象外とする。

SIIは製造事業者等(以下「メーカー」という)からの対象製品登録の申請を受け付け、その内容を審査し、対象となる製品の登録を行う。対象製品は順次SIIホームページにて公表する。

なお、平成26年度高性能建材導入促進事業で既に登録されている製品については、本事業においても原則そのまま対象製品とする(当該メーカーから変更・廃番等の連絡がある場合は、この限りではない)。

## （6）補助対象となる費用

### ① 費用区分

補助金交付の対象となる費用は、次のA・Bに該当するものとする。

#### A. 材料費

SIIが認め、登録された高性能建材(ガラス・窓・断熱材)の購入費用。

(注)設備機器等は、補助対象外とする。

#### B. 工事費

上記、高性能建材の設置取付と一体不可分の工事費用(一部補助対象外となる場合もある)。

(注1)諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税等は補助対象外とする。

(注2)交付申請書に添付された見積書に値引きを計上している場合は、見積費全体に係るものとみなし、補助対象費用にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。

### ② 補助対象費用の算定等

補助対象費用は、材料・工事費共に本補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基準に算定すること。

(注)申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。

### ③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)の対象費用が含まれないこと。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る確定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還することになるので注意すること。

国土交通省の「省エネ住宅ポイント」に申請している、又は申請予定の建材は、ポイントの発行と重複して本補助金の交付決定はされないので注意すること。

## （7）補助率及び補助金額

### ① 補助率

補助対象費用の1/3以内とする。

### ② 補助金額

上限 150万円/1戸

（注1）集合住宅の全戸改修においても1戸あたりとする。

（例えば、集合住宅50戸を改修する場合は、150万円/1戸×50戸が上限金額となる）

（注2）集合住宅の共用部である非住居部を改修する場合は、当該非住居部のロビー、集会所、管理人室等を合わせて、上限金額は150万円とする。

## （8）スケジュール

### ① 対象製品登録

申請期間（二次公募）：平成27年5月1日（金）～平成27年7月31日（金）17:00 SII必着分まで。

（注）対象製品の登録申請については随時受付を行い、承認・登録された製品は、SIIホームページにて公表する。

### ② 補助事業申請（一般公募）

事業期間：平成28年3月31日（木）まで。

（原則、単年度事業とする）

申請期間（三次公募）：平成27年6月22日（月）～平成27年7月13日（月）17:00 SII必着分まで。

申請期間（四次公募）：平成27年7月末～平成27年8月末（予定）

（注1）ただし、上記事業期間中にSIIが指定する高性能建材を導入する工事を行い、補助金の支払いを完了させるため、工事完了期限は原則平成27年12月18日（金）、「補助事業実績報告書」の提出期限は平成28年1月18日（月）までとする。

「補助事業実績報告書」の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。

（注2）交付決定通知日より前に契約・工事着工した場合は、事前契約・着工とみなし補助対象外とする。

### ③ 交付申請書の受け付けについては、以下の通りとする。

戸建住宅向け：補助事業申請の合計額が事業規模に達した場合、補助事業申請期間内であっても事業規模に達した日の前日をもって公募を終了し、事業規模に達した日以降に到着した申請分は原則受け付けないので、十分注意すること。

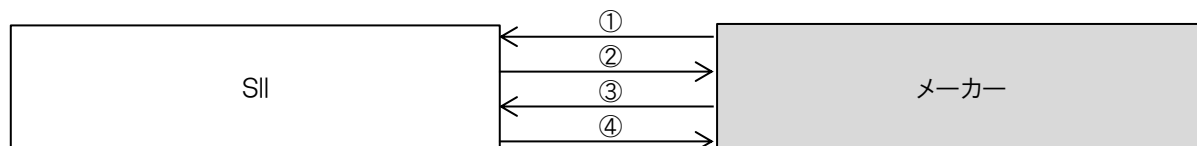
集合住宅向け：一次公募から以下のとおり変更する。

到着順とはせず、申請期間内に到着した申請分は、要件の不適合、書類の不備等がない限り全て審査・選考対象とし、審査委員会においてP24の通り審査・選考を行い、上位のものから順に採択する。

## （9）事業スキーム

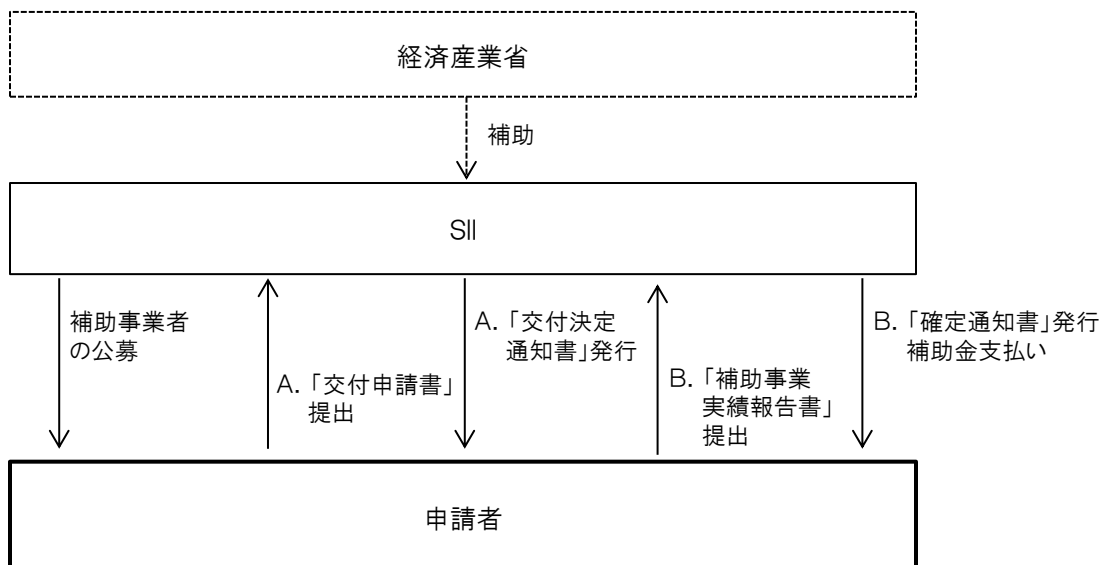
### ■対象製品登録のスキーム

- ① メーカーコード発行申請（メールにて）
  - ・メーカーは、SIIにメーカーコードの発行申請を行う。
  - ※平成26年度の高性能建材導入促進事業にて既にメーカーコードを受領している場合は、継続して同様のメーカーコードを使用することとし、発行申請は不要とする。
- ② メーカーコード発行
  - ・SIIはメーカーへメーカーコードの発行を行う。
- ③ 対象製品登録申請（郵送にて）
  - ・メーカーは、ガラス・窓・断熱材の対象となる製品の型番や名称等をSIIに登録申請する。
- ④ 審査結果通知の送付・対象製品の登録完了
  - ・SIIが製品の性能について審査した上で対象製品として承認した際には、SIIからメーカーへ「審査結果通知」の発行（郵送にて送付）を行い登録完了となる。



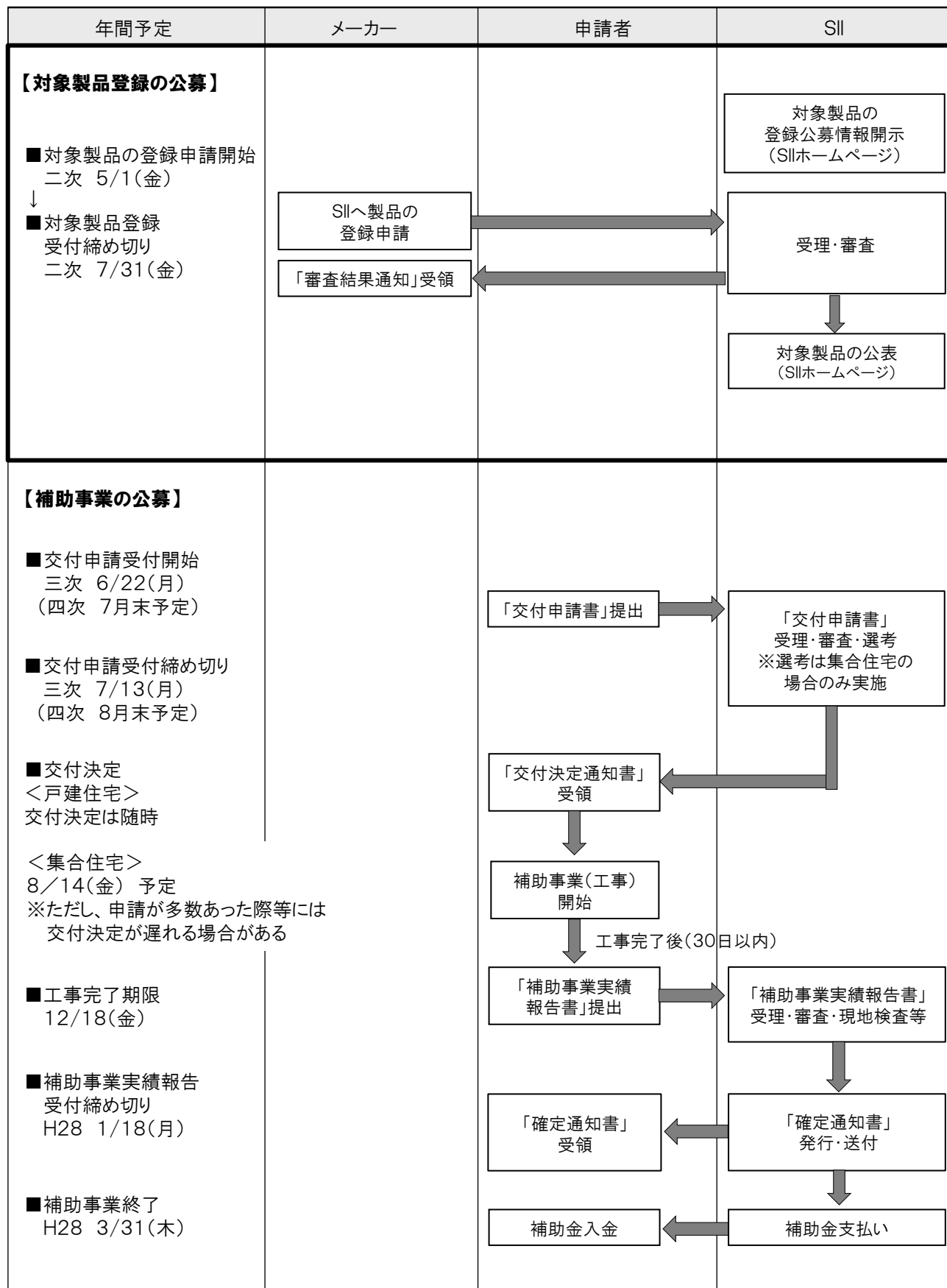
### ■補助事業申請のスキーム

- A. 申請者は、「交付申請書」をSIIに提出する。
  - ・SIIは「交付申請書」を受け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「交付決定通知書」を発行（郵送にて送付）する。
- B. 「交付決定通知書」を受領した申請者は、速やかに工事を行い工事完了後「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。
  - ・SIIは「補助事業実績報告書」を受け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「確定通知書」を発行（郵送にて送付）し、補助金の支払いを行う。





**(10) 全体スケジュール**



## （11）エネルギー計算について

高性能建材導入にあたっては、前提として以下の要件を満たすものとする。

- ・住宅全体の一次エネルギー消費量の15%を削減すること。
- ・高性能ガラスは、熱貫流率(U値)2.33 W/(m<sup>2</sup>・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能窓は、熱貫流率(U値)2.33 W/(m<sup>2</sup>・K)以下のSIIに登録されたものを導入すること。
- ・高性能断熱材は、熱伝導率値(λ 値)0.041W/(m・K)以下(ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材はR値=2.7m<sup>2</sup>・K/W以上とする)のSIIに登録されたものを導入し、高性能建材導入組合せ表に記載の熱抵抗値(R値)を満足すること(重ね貼りも可とする)。

※本値は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意すること。  
(以降、熱貫流率=U値、熱伝導率=λ 値、熱抵抗値=R値と表記、単位省略)

### ①戸建住宅の改修におけるエネルギー計算

- ・高性能断熱材と高性能窓の各部位への導入組合せは、表1を参照のこと。
- ・窓の改修においては、原則窓の交換、又は内窓の取り付けとする。
- ・床<sup>※1</sup>を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。
- ・換気小窓<sup>※2</sup>、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等については改修の対象外とする。

※1 床とは、外気に接する床(張出し床、ガレージ上等)及びその他の床をいう。

※2 障子に組込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

- ・居間又は主たる居室を中心に改修し、その外壁、床、窓及び天井<sup>※3</sup>全体の4部位のうち2部位以上を組み合わせて改修すること(表2の1～11の組合せ番号による組み合わせ)。
- ・改修する床面積合計の延床面積に占める割合が「表2 エネルギー計算結果早見表」に記載の割合以上であること。非居室を含んでもよい。

※3 天井とは、屋根の直下の天井、及び外気等に接する天井をいう(屋根を含む)。

#### <表2の見方>

- ・部位別組合せ番号、1～11の組み合わせで地域区分の○及び「30%以上・40%以上・50%以上・100%」と記載の組合せは、エネルギー削減率の計算は不要。
- ・表中○及び「30%以上・40%以上・50%以上・100%」と記載以外の部分の組合せにおいては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減できることを証明した計算書を添付して申請すること(計算書は所定のものを使用すること)。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、主たる居室:COP3.7以上 その他の居室:COP4.8以上又は省エネ基準達成率121%以上(統一省エネラベル5つ星)の機種であること。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表1 高性能建材導入組合せ表

U値・R値	組合せ 番号	断熱 部位数	改修部位				
			天井		外壁	床	窓
			1～3地域	4～8地域			
天井：R値 $\geq$ 2.7・5.4 外壁：R値 $\geq$ 2.7 床：R値 $\geq$ 2.2 窓：U値 $\leq$ 2.33	1	4部位	5.4	2.7	2.7	2.2	2.33
	2	3部位	5.4	2.7	2.7		2.33
	3		5.4	2.7	2.7	2.2	
	4				2.7	2.2	2.33
	5	2部位	5.4	2.7		2.2	2.33
	6		5.4	2.7	2.7		
	7		5.4	2.7		2.2	
	8		5.4	2.7			2.33
	9				2.7		2.33
	10				2.7	2.2	
	11					2.2	2.33

表2 エネルギー計算結果早見表

○…改修率25%以上であること

組合せ 番号	断熱 部位数	天井	外壁	床	窓	地域区分								
						1	2	3	4	5	6	7	8	
1	4部位	天井	外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	○	○	個別の 計算 ※1
2	3部位	天井	外壁		窓	○	○	○	○	○	○	○	50%以上	
3		天井	外壁	床		○	○	○	○	○	○	○	40%以上	
4			外壁	床	窓	○	○	○	○	○	○	○		
5	天井		床	窓	○	○	○	○	○	○	○	40%以上		
6	2部位	天井	外壁			○	○	○	○	○	○	○	100%	
7		天井		床		○	○	○	○	○	○	○		
8		天井			窓	○	○	○	○	○	○	○		
9			外壁		窓	○	○	○	30%以上	40%以上	40%以上			
10			外壁	床		○	○	○	○	○	○	○		
11				床	窓	○	○	○	○	○	○	○		

<表2について>

「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン(2階建て、延べ床面積120.07㎡)」において、対象エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様」から「R値=2.2、2.7、5.4の断熱材・U値=2.33の窓」に改修した条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成25年基準」にてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の設計一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となった組み合わせで構成している。

※1 個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷の計算プログラムを用いて住宅全体の設計一次エネルギー消費量を15%以上削減できることを証明した計算書を添付すること。  
(書式自由又は定型様式4及び定型様式5)

## ②集合住宅の改修におけるエネルギー計算

住居部及び非住居部共に以下の要件を満たすこと。

- ・窓全部の改修とする。
- ・改修はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法、建具交換）による改修、内窓の取り付けとする。  
ただし、換気小窓※1、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等については改修の対象外とする。

<表3の見方>

- ・1～6地域においては、U値2.33以下のガラスを導入すること。  
ただし内窓の取り付けにおいては、既存のサッシと合わせてU値2.33以下とすること。
- ・7、8地域においては、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減できることを証明した計算書を添付して申請すること。エアコン等の改修を組み合わせることも可とする。ただし導入するエアコン等は、主たる居室:COP3.7以上 その他の居室:COP4.8以上又は省エネ基準達成率121%以上（統一省エネラベル5つ星）の機種であること。なお、導入するエアコン等は、補助対象外とする。

表3 エネルギー計算結果早見表（窓）

部位	地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
窓	○	○	○	○	○	○		
	個別の計算※2							

※1 障子に組込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

※2 個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷の計算プログラムを用いて住宅全体の設計一次エネルギー消費量を15%以上削減できることを証明した計算書を添付すること（書式自由）。

1～6地域においても要件を満たした改修であれば、個別の計算書を提出することも可とする。

<表3について>

代表的な一般住宅（集合住宅、延べ床面積54.37㎡）において、対象エリアにて窓のガラスを全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様の窓」から「U値＝2.33のガラスを使用した窓」に改修するとして条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成25年基準」にてシミュレーション（設備等は一般的なものを想定）し、その結果に基づいて、住宅全体の設計一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となった組み合わせで構成している。

### ■個別の計算について

- ・一次エネルギー消費量の削減率の個別の計算を行う場合には、平成25年改正省エネルギー基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）をもとに行うこと。

「平成25年改正省エネルギー基準」に関する詳細は、

「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報（独立行政法人 建築研究所）」のホームページで公開される「一次エネルギー消費量算定用WEBプログラム解説（住宅編）」を参照。

<解説> [http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual\\_House\\_20130711.pdf](http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf)

<設計一次エネルギー消費量算定方法> <http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

- ・集合住宅全体の「個別の計算」については、以下の計算を行うこと。

原則、全住戸のそれぞれの断熱改修前の設計一次エネルギー消費量(E<sub>1</sub>)、断熱改修前・後の空調設備設計一次エネルギー消費量(AE<sub>1</sub>、AE<sub>2</sub>)を求め、以下の式により算出。

$$\text{全住戸の一次エネルギー消費量の削減率(\%)} = \frac{\Sigma AE_1 - \Sigma AE_2}{\Sigma E_1} \times 100 \quad \text{※小数点以下第二位を四捨五入}$$

ただし、以下の手順による略式計算も可とする。

■略式計算の例(5階建の4住戸／階の集合住宅の場合)

a5	b5	c5	d5
a4	b4	c4	d4
a3	b3	c3	d3
a2	b2	c2	d2
a1	b1	c1	d1

※住戸タイプa2～a4は同じ設計一次エネルギー消費量としてよい(b2～b4、c2～c4、d2～d4も同様)。

E1an : 断熱改修前のa住戸タイプn階住戸の設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

AE1an : 断熱改修前のa住戸タイプn階住戸の空調設備設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

AE2an : 断熱改修後のa住戸タイプn階住戸の空調設備設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

$$\Sigma E_1 = \sum_{n=1}^5 (E_{1an} + E_{1bn} + E_{1cn} + E_{1dn}) = E_{1a1} + E_{1a2} \times 3 + E_{1a5} + E_{1b1} + E_{1b2} \times 3 + E_{1b5} \dots$$

$$\Sigma AE_1 = \sum_{n=1}^5 (AE_{1an} + AE_{1bn} + AE_{1cn} + AE_{1dn}) = AE_{1a1} + AE_{1a2} \times 3 + AE_{1a5} + AE_{1b1} + AE_{1b2} \times 3 + AE_{1b5} \dots$$

$$\Sigma AE_2 = \sum_{n=1}^5 (AE_{2an} + AE_{2bn} + AE_{2cn} + AE_{2dn}) = AE_{2a1} + AE_{2a2} \times 3 + AE_{2a5} + AE_{2b1} + AE_{2b2} \times 3 + AE_{2b5} \dots$$

※非住居部を含めて申請する場合、非住居部については非住宅建築物に関する平成25年改正省エネルギー基準に係る一次エネルギー消費量の計算プログラムを使用すること。

## (12) 改修済みガラス・窓・断熱材について

申請する既築住宅等に、既に取り付けてある建材(ガラス・窓・断熱材)が、平成26年度 高性能建材導入促進事業(補正予算に係るもの)の登録製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。

以下の書類を全て提出すること(「交付申請書」提出の際に添付すること)。

- ・建築士による証明書の原本
  - ※平成26年度 高性能建材導入促進事業(補正予算に係るもの)の登録製品名、登録型番と同一である旨を記載し、建築士登録番号及び建築士の氏名、捺印をした証明書(書式自由で可とする)
- ・建築士免許のコピー
- ・該当建材の出荷証明書又は施工証明書等のコピー
- ・該当建材のカタログのコピー
- ・該当箇所を示した平面図・立面図のコピー
- ・該当箇所の現況写真(窓、断熱材が分かること)

## 2. 対象製品について

## 2 対象製品について

### 2-1 対象製品の登録要件

本事業の登録対象となるガラス・窓・断熱材の登録要件は、既築住宅等の改修に用いられるものであることに加え、各製品の性能や構造等が基準に適合するものとする。

※対象製品として登録するためには、製品の断熱性能や製品型番等をSIIへ登録申請し、その製品が登録要件を満たしているか審査を受けることが必要となる。

なお、平成26年度高性能建材導入促進事業で既に登録されている製品については、本事業においても原則そのまま対象製品とする（当該メーカーから廃番・変更等の連絡がある場合は、この限りではない）。

#### (1) 対象製品登録申請者の要件

以下の要件を全て満たすメーカーを対象とする。

- ① 製品の登録申請者は、ガラス、窓、断熱材を製造・輸入等をし、自社の責任で販売する事業者であること。
- ② 事業及び企業の継続性があること。

（注1）登記をしている法人格に限る。

（注2）製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報（製品を製造する企業の情報）と、そのOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。

OEM等企業情報については、P35 **3**-5 「提出書類フォーマット」(4)OEM等の企業情報 を参照のこと。

#### (2) ガラスの登録要件

- ① U値が2.33以下の製品であること。  
以下の通り、ガラス中央部の熱貫流率による分類を設け区分する。
  - ・A区分:U値1.50以上、2.33以下のもの
  - ・S区分:U値1.50未満のもの
- ② 原則、JIS認証(JIS R 3209)を取得した製品であること。
  - ・過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの。  
(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする)
  - ・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)製品(以下の1又は2に該当する製品)は対象とする。
    1. 断熱性を向上するために中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等で、過去3年以内に認証を受けているもの(アルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等はJIS規格がないため、それらと同様の製品でガス入りではない製品の認証で可とする)。  
且つ、実際に使用している各メーカーのガラスデータを使用した代表製品の計算結果を提出できるもの。
    2. 過去3年以内に認証を受けているもの。品質管理に関する認証書、第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書、製品管理で実測している熱貫流率の管理図を提出できるもの。

### （3）窓の登録要件

① U値が2.33以下の製品であること。  
ただし、内窓の場合は外窓と合わせてU値が2.33以下であること。またこの場合のU値は、外窓をアルミの枠と単板ガラスを想定して算出すること。

② 原則、JIS認証（JIS A 4706）を取得した製品であること。該当するJIS等については、下記、表1を参照のこと。  
・複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。  
・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる（性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められ、第三者機関による品質性能試験報告書が提出できる）製品（以下の1又は2に該当する製品）は対象とする。

1. 品質認証書及び附属書等（JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図）及び性能試験成績書※を提出できるもの。
2. 性能試験成績書※及び自己品質管理証憑を提出できるもの。

※ 性能試験成績書は、以下のいずれかとする。ただし、性能試験成績書に、ガラスメーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率の記載があること（ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて押印の上、提出すること）。

- a. JIS A 4710又はISO 12567-1により代表試験体※<sup>1</sup>で実施された第三者機関※<sup>2</sup>の試験結果報告書
- b. JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2、又はWindEye※<sup>3</sup>により代表試験体※<sup>1</sup>で実施された第三者機関※<sup>4</sup>の計算結果報告書

※<sup>1</sup> 商品シリーズ（材質、構造等が共通と認められる同一の商品ブランドのもとに企画された一連の製品）の中で、代表的な窓種（引違い窓等）、代表的なサイズ（W1650×H1300等）、装着させるガラスのうち最もガラス中央部の熱貫流率が高いものからなる試験体をいう。

※<sup>2</sup> JNLAやJABに登録されたメーカーの試験所も含む。

※<sup>3</sup> 一般社団法人リビングアメニティ協会で公開されている窓の断熱性能プログラムWindEyeによる計算結果報告書を提出する場合、窓メーカーにて社印を押印する。

※<sup>4</sup> 一般社団法人リビングアメニティ協会等。

（注1）テラスドア、勝手ロドア等の取り扱いについて、ドアに組み込まれたガラス部分がドア面積の50%以上である場合で、上記登録要件を満たす際には、補助対象製品とする。ただし、ガラスのサイズが明記された書類を添付すること（カタログも可とする）。

表1 窓の登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS A 4706	サッシ
JIS Q 9001	品質マネジメント規格
JIS Q 17050	適合性評価-供給者適合宣言
JIS A 4710	建具の断熱性試験方法
ISO 12567-1	Thermal performance of windows and doors. Determination of thermal transmittance by hot box method. Complete windows and doors
JIS A 2102-1,2	窓及びドアの熱性能-熱貫流率の計算 第1部：一般 第2部：フレームの数値計算方法
WindEye	窓の断熱性能プログラム



#### （４）断熱材の登録要件

- ① λ値（熱伝導率）が0.041以下の製品であること。ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材にあつては、R値（熱抵抗値）2.7以上の製品であることを要件とする。
- ・マット、フェルト、ボード状等の断熱材にあつては、メーカー出荷時にその性能値が確保出来ているもので、且つ確認できること。
  - ・現場吹込み、現場吹付け、真空断熱材等にあつては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工するもので、且つ現場施工時に、所定の厚さを確保し登録された性能値を確認できること。
- ② 原則、JIS認証を取得した製品であること。
- ・該当するJIS等については、下記、表2を参照のこと。
  - ・過去3年以内に認証（認証維持審査によるものを含む）を受けているもの。  
（以下の1～4のいずれかに該当する製品であること）
1. JIS認証値で登録を要望し、JIS認証書、付属書を提出できるもの。
  2. JIS認証製品であり且つ自己宣言値での登録を要望し、JIS認証書、付属書及び性能試験成績表を提出できるもの。
  3. JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び付属書等（※JIS Q 9001、JIS Q 17050供給者適合宣言も可）、性能試験成績表、JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値（熱的宣言値）の書類を提出できるもの。JIS規格がなく、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得し登録を希望する場合も含む。
  4. JIS規格がなく、且つISOも未取得で登録を希望し、JIS Q 17050「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言が出来る製品で、自己適合宣言書（JIS Q 17050-1）、支援文書（JIS Q 17050-2）、品質マニュアル、QC工程表、第三者による適合性評価報告書を提出できるもの。

表2 断熱材の登録要件に関するJIS規格等

名称	内容
JIS A 9504	人造鉱物繊維保温材
JIS A 9511	発泡プラスチック保温材
JIS A 9521:2011	住宅用人造鉱物繊維断熱材
JIS A 9521:2014	建築用断熱材（旧JISA9521とJISA9511を統合、有機繊維材追加）
JIS A 9526	建築物断熱材用吹付け硬質ウレタンフォーム
JIS A 9523	吹込み用繊維質断熱材
JIS A 5914	建材畳床

## 2-2 対象製品登録に関する注意事項

対象製品の登録を希望するメーカーは、特に以下の点に留意してください。

- ① 対象製品登録の際は、間違いがないよう十分注意し、ホームページ掲載後、万一、間違いが見つかった場合は、**各社の責任で対応**を行うこととする。
- ② 対象製品の広報に関して登録された製品を各社のカタログ・ホームページ・チラシ・広告等で対象製品として広報することは任意とする。ただし、登録されたことをもって誤解をあたえる表現を用いることは認められない。**対象外の製品が対象製品であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮**すること。
- ③ 本事業で定める補助対象基準は補助対象を選定するための基準であり、対象とする製品の安全性についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。**製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売したメーカーが責任を負う**こととする。
- ④ SIIは、製品の恒常的な安全を促すために、必要に応じて格別の理由なく、メーカーへの立入検査ができる。**メーカーは、SIIから検査の求めに応じなければならない**。また、SIIは、検査の結果に応じて、**そのメーカーの指定製品を全て対象外とする場合がある**。
- ⑤ 対象製品登録を行ったメーカーは、対象製品登録の申請書類全てについて、その一式を**本事業の終了後から最低5年間以上保管**し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければならない。
- ⑥ 対象製品登録を行うメーカーにおいて、如何なる理由があってもその内容に**虚偽の記述を行わない**こと。SIIにより虚偽が認められた場合、当該メーカーに対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとする。
- ⑦ 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、**当該製品及び関連資料の提出**を命じ、メーカーの工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ⑧ 前項によりメーカーに不正行為があったと認められたときは、**製品の登録を取消すと共に、メーカーの名称及びその内容を公表**する場合がある。
- ⑨ 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより指定製品メーカーの関係者の関与が認められた場合、その事業者の**登録製品を全て対象外**とする場合がある。
- ⑩ 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）の補助金が交付されているときには、メーカーに対して**期限を付して当該補助金相当額を請求**するものとする。
- ⑪ 対象登録製品の輸送・取り扱いについては、建築基準法・消防法・労働安全衛生法等の関係法規を遵守し十分な対策のもと慎重に行うこと。
- ⑫ 製造・輸入元等と対象製品の登録申請を行うメーカーとの間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。

## 3. 対象製品の登録

## 3 対象製品の登録

### 3-1 対象製品の登録概要

#### (1) 目的

対象製品の型番登録を行う目的は、交付申請ならびに補助事業実績報告書において、対象製品を用いた工事が行われているか確認を行うためである（本事業では、対象製品の登録時に、その製品の断熱性能や製品型番も登録することが必要となる）。

#### (2) 登録方法

対象製品として製品を登録するためには、下記の手順で、製品の断熱性能や製品型番等の情報をSIIへ申請し、登録要件を満たしているか否かの審査を受け、審査結果通知を受領することが必要となる。

- ① 対象製品の登録を希望するメーカーは、SIIにメール送信し、「メーカーコードの発行申請」を行う。
- ② SIIは対象製品の登録を希望するメーカーにメール送信し、「メーカーコードの発行」を行う。
- ③ メーカーコードを受領したメーカーは、「対象製品登録申請書」等の書類を郵送にてSIIに提出する。
- ④ SIIは、審査の結果、登録要件を満たしていると確認ができた製品を、本事業のデータベースに型番登録する。
- ⑤ SIIからメーカーに、審査結果通知の送付を行い登録完了とする。ただし、登録にあたっては条件をつける場合がある。

（注1）上記①②は、初回のみ適用とする。平成26年度の高性能建材導入促進事業で既にメーカーコードを受領している場合は、継続して同様のメーカーコードを使用することとし、発行申請は不要とする。詳しくは、P22(3)メール送信先/メールタイトル/メール本文の必要記載事項を参照のこと。

（注2）平成26年度高性能建材導入促進事業で既に登録されている製品については、上記①～③の申請は不要とする。ただし廃番・変更等がある場合は、この限りではない（P26～28参照）。

#### (3) 登録スケジュール

第二次 登録スケジュール	
<input type="checkbox"/> メーカーコード発行申請期間	平成27年5月1日(金)～平成27年7月24日(金)
<input type="checkbox"/> 対象製品の登録申請(公募)期間	平成27年5月1日(金)～平成27年7月31日(金)
<input type="checkbox"/> 対象製品の公表(SIIホームページ)	月2回程度の予定※1

※1 審査が終了次第、対象製品として登録を行うこととする（対象製品の公表は、月2回程度の予定）。

#### （４）対象製品の公表

登録された対象製品は、SIIホームページにて公表する。  
公表する内容は以下の通りとする。

	SIIホームページでの公表項目	補足事項
共通	<input type="checkbox"/> メーカー名	・製品を製造・輸入等をし、自社の責任で販売するメーカーの名称
	<input type="checkbox"/> 登録日	・SIIホームページにて対象製品を公表する日
	<input type="checkbox"/> SII製品型番	・SIIの製品型番付番ルールに準ずるもの
	<input type="checkbox"/> 製品名	・メーカーのカタログに記載されている製品名称
	<input type="checkbox"/> ホームページ等のURL	・対象製品の詳細が分かるメーカーのホームページURL
	<input type="checkbox"/> 問合せ窓口の電話番号	・メーカーの対象製品の問合せ窓口の電話番号
ガラス	<input type="checkbox"/> 中空層の種類 <input type="checkbox"/> アタッチメントの有無 <input type="checkbox"/> グレード	
窓	<input type="checkbox"/> 建具の仕様 <input type="checkbox"/> ガラス構成	
断熱材	<input type="checkbox"/> 断熱材の種類 <input type="checkbox"/> 熱伝導率※1 <input type="checkbox"/> 熱抵抗値※1 <input type="checkbox"/> 厚み <input type="checkbox"/> 指定施工業者	・「熱抵抗値」※1、「厚み」は、天井吹込製品のみ該当 ・指定施工業者は、吹込・吹付・真空断熱材等に該当

※1 λ値（熱伝導率）、R値（熱抵抗値）は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではない。

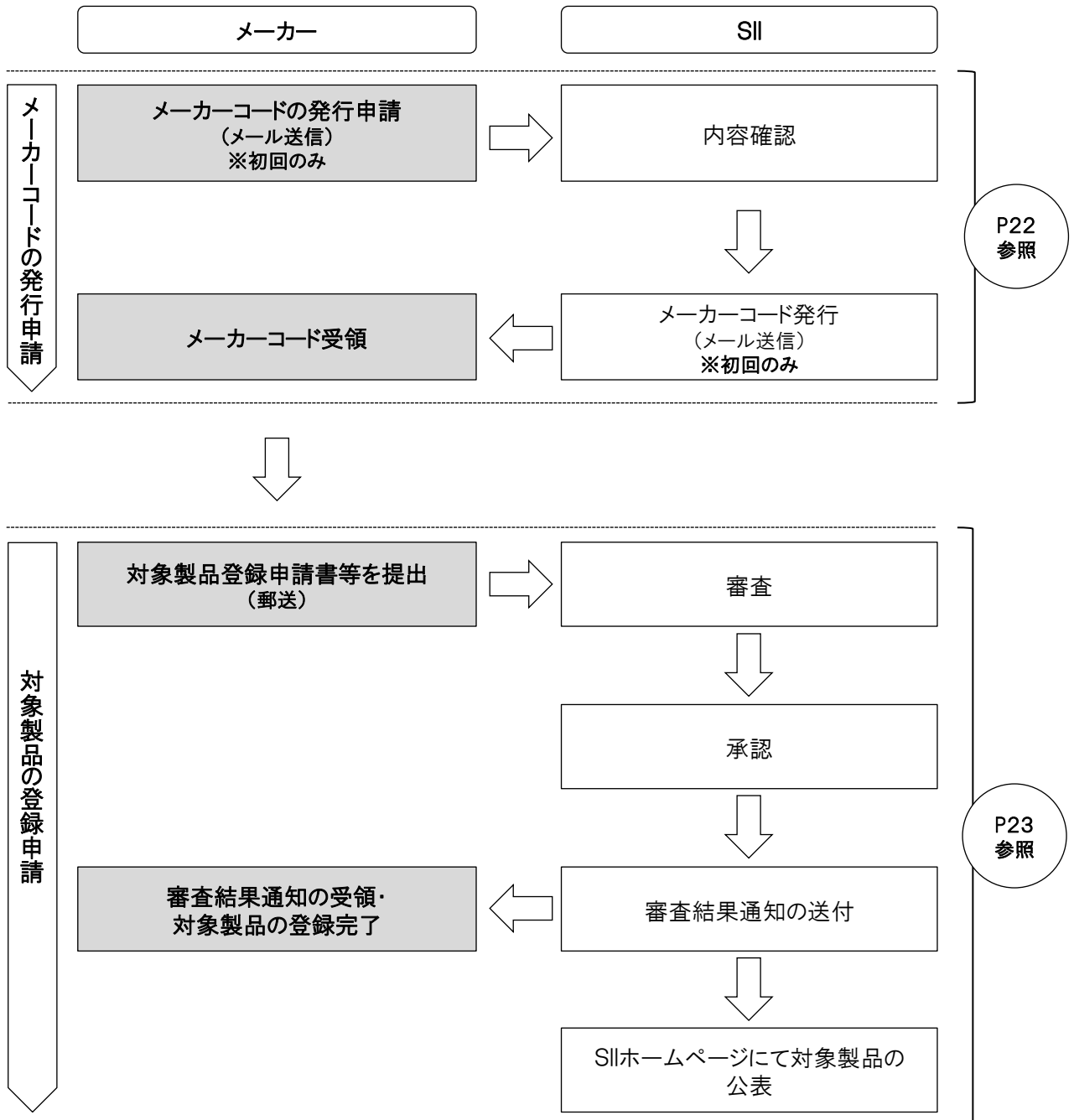
（注）上記、公表する内容は、メーカーが対象製品申請リストで製品登録を行い、SIIが製品の断熱性能について審査をした上で対象製品として承認した製品のみ公表する。

### 3-2 対象製品の登録について(新規登録の場合)

#### (1) 登録フロー

対象製品の新規登録フローは以下の通りとする。

（平成26年度高性能建材導入促進事業にて既に登録済み製品があるメーカーの、新規追加の場合も同様とする）



（注）平成26年度の高性能建材導入促進事業にて既にメーカーコードを受領している場合は、継続して同様のメーカーコードを使用することとし、発行申請は不要とする。

## (2) メーカーコードの発行申請期間

対象製品の登録を希望するメーカーは、初回の対象製品登録申請前に、「メーカーコードの発行申請」を行うことが必要となる。メーカーコード発行申請期間内に、メール送信先(SII)に、メーカーコードの発行を希望する旨等を連絡すること。その後、SIIから各メーカーへ、固有のメーカーコードを速やかにメールにて発行、付与する。

【第二次】平成27年5月1日(金)～平成27年7月24日(金) ※17:00メール受信分まで

## (3) メール送信先 / メールタイトル / メール本文の必要記載事項

メール送信先(SII)	kenzai1@sii.or.jp ↑ 数字の「1」
メールタイトル	例) ガラス製品メーカーコード発行申請/(株)〇〇ガラス工業 登録申請する製品区分(ガラス、窓、断熱材)          メーカー名
メール本文の 必要記載事項	①メーカーコードの発行を希望する旨 ②登録申請する製品区分(ガラス、窓、断熱材) ③メーカーの名称 ④担当者名 ⑤担当者連絡先 ⑥担当者メールアドレス(返信用となる)

## ■「メーカーコード」と「登録申請する製品型番」について

- 各企業に固有なメーカーコード(3桁もしくは4桁)を、SIIが発行する。  
メーカーコードの頭文字は、下記の通り、製品区分ごとに1文字固定とする。
- 原則、重複のない製品型番を設定し、登録申請を行うこと。

製品区分	メーカーコード(例)		SII製品型番(例)	桁数
ガラス	G	XY	GXYA01YS	全8桁
窓	W	99	W99A01H	全7桁
断熱材	D	XYZ	DXYZA01PE	全9桁

(注)平成26年度の高性能建材導入促進事業にて既にメーカーコードを受領している場合は、継続して同様のメーカーコードを使用することとし、発行申請は不要とする。

#### (4) 対象製品の登録申請期間

メーカーコードが発行されたメーカーは、対象製品登録申請期間内に、SIIに提出書類を郵送すること。  
その後、SIIによる審査にて承認された製品は、SIIからメーカーに、審査結果通知の送付を行い登録完了となる。

【第二次】平成27年5月1日（金）～平成27年7月31日（金） ※17:00必着

#### (5) 提出書類

以下の提出書類をSIIに書類で郵送すること。  
また、追加登録時には「4. 企業登記簿謄本（原本）」の提出は不要とし、写しで可とする。

##### 提出書類チェックリスト

◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

No.	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	提出書類チェックリスト	・書類	○	
2	対象製品登録申請書	※1・書類(原本)	○	
3	企業情報	※1・データ(Excel形式)	○	
4	企業登記簿謄本	※2・書類(初回のみ原本、以降は写しで可)	○	
5	対象製品申請リスト(ガラス)	・データ(Excel形式)	該	
	対象製品申請リスト(窓)	・データ(Excel形式)	該	
	対象製品申請リスト(断熱材)	・データ(Excel形式)	該	
6	施工業者登録リスト	※3・データ(Excel形式)	該	
7	第三者認証証等	※4・書類	○	
8	OEM等企業情報	・データ(Excel形式)	該※5	
9	OEM等先との契約書又は覚書等の写し	・書類	該※5	
10	製品のカタログ又はWebカタログの表紙と該当製品が記載されているページ	※6・書類	○	
11	「3. 企業情報」、「5. 対象製品申請リスト」、「6. 施工業者登録リスト」、「8. OEM等企業情報」を作成したデータをコピーしたCD-ROM	※7・CD-ROM	○	

備考 ※1 ガラス、窓、断熱材の内、複数の製品を登録する場合は、製品区分ごとにそれぞれ作成・提出をすること。

※2 断熱材の、吹込み・吹付け・真空断熱材等の製品を登録する際は、必ず提出すること。

※3 企業登記簿謄本はいずれも申請日から3か月以内のものとする。

※4 ガラス、窓、断熱材により異なる。詳細はP24、25を参照のこと。

※5 製品登録申請を行う申請者が自社で製品を製造等していない場合は提出すること。

※6 カタログには、対象製品リストに入力したメーカー、型番が入ったページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマークをいれること。

※7 CD-ROMにコピーする際は必ずダウンロードしたエクセル形式のままコピーすること。

(PDF等他の保存形式は不可とする)

ファイルの種類は「Excel97-2003」とすること。



## ■ 提出書類の補足

第三者認証証憑等の提出書類の詳細は以下とする。

(注1) 製品登録を行う申請者が自社で製造等していない場合は、OEM等先の第三者認証証憑等でも可とする。

(注2) 自社で発行し押印を必要とする書類(第三者機関の計算ソフト(WindEye等))は、原本を提出すること。

### 【ガラス】

以下の1～3に該当する製品規格ごとに、提出書類を全て提出すること。

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS規格準拠製品※1	JIS R 3209	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 第三者機関の計算ソフト(WindEye等)による熱貫流率の計算結果(入力値等の情報を含む)
3	JIS規格外製品※2	JIS Q 9001	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 第三者機関による熱貫流率の性能試験報告書 <input type="checkbox"/> 製品管理で実測している熱貫流率の管理図

※1 中空層にアルゴン・クリプトン等を封入したガス入り複層ガラス等の製品

※2 真空ガラス等の製品

### 【窓】

以下の1～3に該当する製品規格ごとに、提出書類を全て提出すること。

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 4706	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS Q 9001等での登録製品 (JIS認証未取得製品等)	JIS A 4706 (JIS Q 9001、 JIS Q 17050)	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等(JIS Q 9001認証書等又はJIS Q 17050供給者適合宣言等製品管理で実測される熱貫流率の管理図) <input type="checkbox"/> 性能試験成績書※
3	自己品質管理証憑での登録製品 (JIS認証未取得製品等)	JIS A 4706 (品質管理証憑)	<input type="checkbox"/> 自己品質管理証憑(品質管理表等) <input type="checkbox"/> 性能試験成績書※

※ 性能試験成績書は、以下のいずれかとする。ただし、性能試験成績書に、ガラスメーカー名、ガラス製品名、ガラス中央部の熱貫流率の記載があること(ない場合は、これらの項目を別紙にて作成し、窓メーカーにて押印の上、提出すること)。

- JIS A 4710又はISO 12567-1により代表試験体※1で実施された第三者機関※2の試験結果報告書
- JIS A 2102-1及びJIS A 2102-2、又はWindEye※3により代表試験体※1で実施された第三者機関※4の計算結果報告書

※1 商品シリーズ(材質、構造等が共通と認められる同一の商品ブランドのもとに企画された一連の製品)の中で、代表的な窓種(引違い窓等)、代表的なサイズ(W1650×H1300等)、装着させるガラスのうち最もガラス中央部の熱貫流率が大きいものからなる試験体をいう。

※2 JNLAやJABに登録されたメーカーの試験所も含む。

※3 一般社団法人 リビングアムニティ協会にて公開されている窓の断熱性能プログラムWindEyeによる計算結果報告書を提出する場合、窓メーカーにて社印を押印する。

※4 一般社団法人 リビングアムニティ協会等。

(注) 提出する第三者認証証憑等の書類には、登録申請するSII製品型番の明記をすること。

## 【断熱材】

以下の1～5に該当する製品規格ごとに、提出書類を全て提出すること。

登録要件区分		JIS認証番号等	提出書類
1	JIS規格製品	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521:2011、JIS A 9521:2014、 JIS A 9526、JIS A 9523、 JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書
2	JIS規格準拠製品	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521:2011、JIS A 9521:2014、 JIS A 9526、JIS A 9523、 JIS A 5914	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 性能試験成績書（自己宣言値での登録）
3	供給者適合宣言での 登録製品 (JIS認証未取得 製品等) <sup>※1</sup>	JIS A 9504、JIS A 9511、 JIS A 9521:2011、JIS A 9521:2014、 JIS A 9526、JIS A 9523、 JIS A 5914 (JIS Q 9001、JIS Q 17050 (供給者適合宣言))	<input type="checkbox"/> 品質認証書及び附属書等 <input type="checkbox"/> 性能試験成績書 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく 算出された性能値(熱的宣言値)の書類
4	天井吹込製品	JIS A 9523	<input type="checkbox"/> JIS製品認証書及び附属書 <input type="checkbox"/> 性能試験成績書（自己宣言値での登録）
5	JIS規格外製品 <sup>※2</sup>	JIS Q 17050 (「適合性評価-供給者宣言」に基づく 自己適合宣言)	<input type="checkbox"/> 自己適合宣言書(JIS Q 17050-1) <input type="checkbox"/> 支援文書(JIS Q 17050-2) <input type="checkbox"/> 第三者による適合性評価報告書 <input type="checkbox"/> 品質マニュアル <input type="checkbox"/> QC工程表 <input type="checkbox"/> JIS A 1480による統計処理により正しく 算出された性能値(熱的宣言値)の書類

※1 JIS認証外品の登録を要望し、品質認証書及び附属書等(※JIS Q 9001、JIS Q 17050供給者適合宣言も可)、性能試験成績表、JIS A 1480による統計処理により正しく算出された性能値(熱的宣言値)の書類を提出できるもの。JIS規格がなく、ISO 9001又はJIS Q 9001を取得し登録を希望する場合も含む。

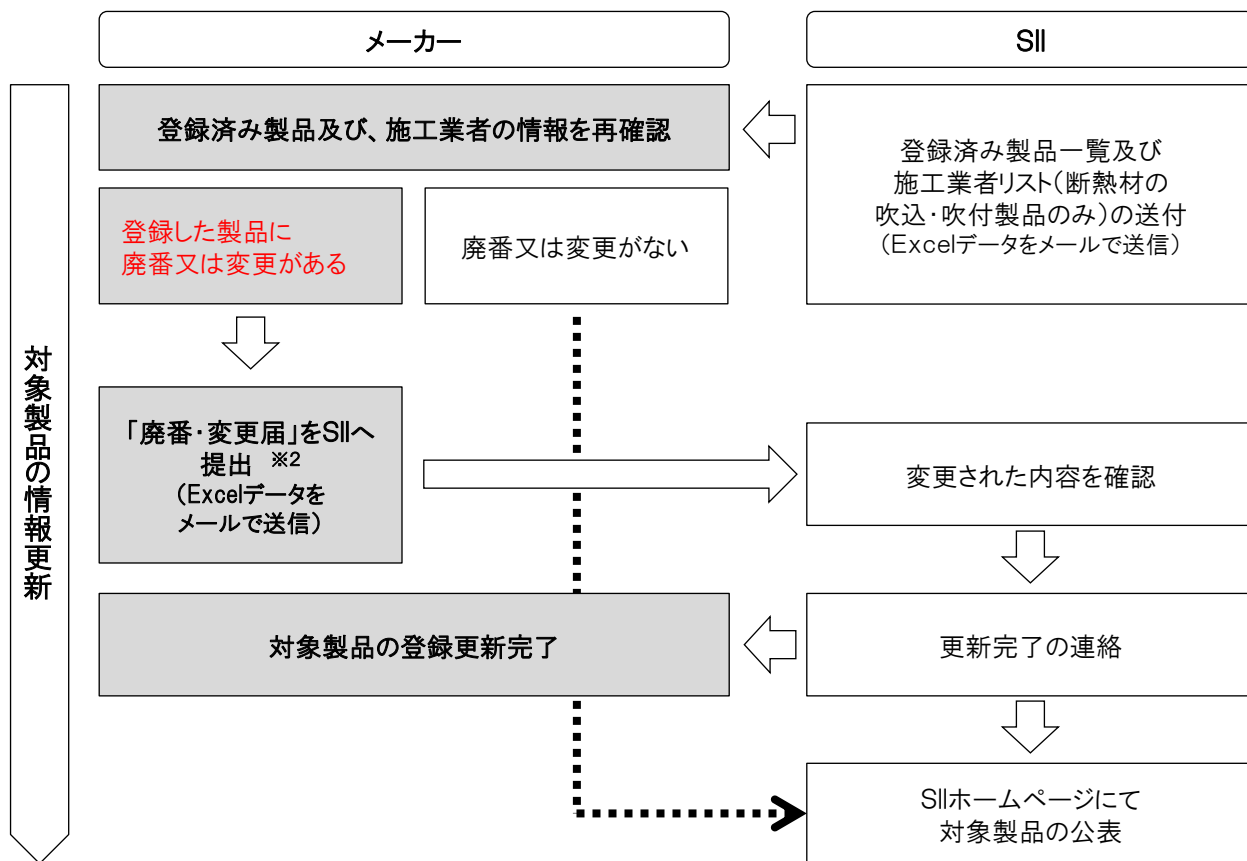
※2 JIS規格がなく、且つISOも未取得で登録を希望し、JIS Q 17050「適合性評価-供給者宣言」に基づく自己適合宣言が出来る製品で、自己適合宣言書(JIS Q 17050-1)、支援文書(JIS Q 17050-2)、品質マニュアル、QC工程表、第三者による適合性評価報告書を提出できるもの。

### 3-3 登録済み製品の廃番・変更について

※以降P28までは「平成26年度事業」から「平成26年度補正事業」に継続される型番についての廃番・変更のフローであり、新規に登録される型番には該当しないので注意すること。

#### (1) 登録フロー

- 平成26年度高性能建材導入促進事業で既に登録されている製品については、廃番・変更等の連絡が、メーカーからSIIにない限り、本事業においても原則そのまま対象とする。
- 登録済みの製品情報を廃番又は変更する場合は、以下の通り「廃番・変更届」※1を提出すること。



※1 「廃番・変更届」の記入についてはP27参照。

※2 施工業者に変更がある場合は、「施工業者リスト(Excelデータ)」のみ提出すること。「廃番・変更届」の提出は不要とする)その際、変更箇所が分かるように文字色を変える等、ハイライトすること。

#### ①変更可能項目について

以下の項目については「廃番・変更届」(施工業者の場合は「施工業者リスト」)にて変更可能とする。

- ・問い合わせ窓口の電話番号
- ・ホームページ等のURL
- ・施工業者(追加・削減含む)

※連絡担当者に変更がある場合は、別途SIIに連絡すること。

#### ②変更不可能な項目について

以下の項目について変更がある場合は、その製品は廃番とし、新規として登録をし直すこと。  
(新規の登録方法についてはP21～25参照)

- ・SII製品型番
- ・製品名
- ・U値、λ値等、製品の性能に関わる項目
- ・SII製品型番を構成する項目

※メーカー名に変更がある場合は、別途SIIに連絡すること。

■「登録済み製品の廃番・変更届」の記入例

「廃番・変更届」を  
提出する日付を記入

平成 27 年 ○ 月 ○ 日

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）  
登録済み製品の廃番・変更届

平成26年度高性能建材導入促進事業に登録済みの製品に関して、以下の通り廃番・変更を届け出ます。

事業者名（メーカー名） ○○○○株式会社

登録しているメーカー名、  
メーカーコードを記入  
※メーカーコードの変更は  
不可とする

メーカーコード GXY

1. 廃番

S I I 製品型番	製品名
GXY022ZZ	○○○○○○○○

登録している製品に廃番が  
ある場合は、SII製品型番  
及び製品名を記入

登録している製品に変更が  
ある場合は、こちらに必要事項を  
記入

2. 登録情報の変更 ※ただしS I I 製品型番の変更は不可とする

S I I 製品型番	変更箇所	変更前（平成26年度）の内容	変更後（平成26年度補正）の内容
GXY011YS	問合せ電話番号	03-○○○○-○○○○	03-××××-××××
GXY011YS	ホームページURL	http://www.○○○	http://www.×××

複数の型番に同じ変更がある場合は  
「SII製品型番」の欄に「登録している  
全型番」等、分かるように記入

## ■「施工業者リスト」の記入例

施工業者に変更がある場合は、以下の書式を使用すること。

- ・施工業者に変更がある場合は、「施工業者リスト(Excelデータ)」のみ送付すること。（「廃番・変更届」の提出は不要とする）その際、変更箇所が分かるように文字色を変える等、ハイライトすること。
- ・上記の変更後のデータは変更がない型番の情報も含め、「全施工業者データ」を提出すること（変更した型番のみの抜粋では不可とする）。

「施工業者リスト」を提出する日付を記入

平成26年度に登録済みの施工業者情報については、SIIより提供

平成 27 年 ○ 月 ○ 日

平成26年度補正 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）  
施工業者登録リスト（変更用）

会社名	〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	DXYZ
-----	----------	---------	------

	S I I 製品型番	施工業者名	支店名	都道府県	市区町村・番地・ビル名等	電話番号
1	DXYZ011PE	株式会社〇〇〇〇	〇〇	北海道	〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2	DXYZ011PE	〇〇〇〇株式会社	〇〇	秋田県	〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
3	DXYZ011PE	株式会社××××	〇〇	茨城県	〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
4	DXYZ012GB	株式会社〇〇〇〇	〇〇	東京都	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
5	DXYZ012GB	〇			〇〇市〇〇	〇〇〇〇
6	DXYZ012GB	株			〇〇市〇〇	〇〇〇〇
7	DXYZ013PS	株			〇〇市〇〇	〇〇〇〇
8	DXYZ013PS	〇			〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
9	DXYZ013PS	株			〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
10						
11						

SIIにデータ送付の際は、変更がない型番の情報も含め、全データを提出すること  
※変更があった型番のみの抜粋では不可とする

変更が発生した箇所が分かるよう文字色を変える等、ハイライトすること

## (2) JIS等の更新について

平成27年度中(平成27年4月～平成28年3月末まで)にJIS認証を更新した場合は、下記書類を受領後速やかにSIIへ提出すること。

- ・日本工業規格適合性認証書及び付属書の写し

### 3-4 申請書提出先及び問合せ先

#### 【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業(補正予算に係るもの)』

対象製品登録申請係

※『既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業(補正予算に係るもの) 申請書在中』と必ず記入すること。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。

また、申請書の持ち込みは受けけないので注意すること。

※宛先には略称SIIを使用しないこと。

※申請者がSIIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することは出来ないので注意すること。

#### 【問合せ先】

TEL:03-5565-4131(10時~17時 平日のみ)

#### ■ メディア(CD-ROM等)のファイル名について

下記のルールに則り、ファイル名を作成すること。

〔添付ファイル名〕

例: DXYZ\_20150325.xls

メーカーコードが“DXYZ”の企業

アンダーバー

申請の日付(8桁)

### 3-5 提出書類フォーマット ※以降は新規登録の場合の記入例

#### (1) 対象製品登録申請書

##### ■ 記入例

ガラス、窓、断熱材で書式が異なるため、  
登録する製品区分ごとに提出すること

G ガラス

平成 27 年 ○ 月 ○ 日

申請する日付を記入

対象製品登録申請書

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 殿

メーカー情報を記入

申請者 郵便番号 ○○○-○○○

住所 ○○県○○市○○町 ○○町名○○番地○○号

会社名 ○○○○株式会社

代表者等名 代表取締役社長 ○○ ○○

実印

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）  
対象製品登録申請書

登録印であること

表記の件について、添付の通り申請します。

(2) 企業情報

■記入例

※自動入力

ガラス、窓、断熱材で書式が異なるため、登録する製品区分ごとに提出すること

平成 27 年 〇 月 〇 日

G ガラス

メーカー名を記入

受領したメーカーコードを記入

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）

企業情報

代表情報	会社名	〇〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	G	XY
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都道府県を選択 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇 番 市区町村を選択 建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください）			
	電話番号	( 〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	( 〇〇 ) 〇〇 - 〇〇	

連絡担当者1	会社名	〇〇〇〇〇株式会社	所属	〇〇
	担当者	〇〇 〇〇	E-mail	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.〇〇.〇〇
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都 〇〇 区 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇 番 市区町村を選択 建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください） 〇〇〇〇マンション 〇〇号		
	電話番号	( 〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先（携帯等）	( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

連絡担当者2	会社名		所属	
	担当者		・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当が望ましい ・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入 ・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入	
	住所	〒 - 〇〇 都 〇〇 区 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇 番 市区町村を選択 建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください） 都道府県を選択		
	電話番号	( ) -	緊急連絡先（携帯等）	( ) -

※SIIからの通知物等の送付や、連絡は基本的に「連絡担当者1」の方へ行います。  
※「連絡担当者1」と「連絡担当者2」の方は、各担当者間の連携を図り事業が円滑に推進できるよう努めてください。  
※「OEM等」の製品を登録申請する場合は、別紙にてOEM等の企業情報を提出してください。



### (3)-1 対象製品申請リスト 記入見本（ガラス）

#### ■記入例

対象製品申請リスト【ガラス】JIS規格製品

■申請者及び申請製品について ※各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

●メーカー名 ※1	株式会社高性能ガラス
メーカーコード ※2	GXY
ガラスの名称 ※3	LoE複層、AT付LoE複層
JIS規格の有無	有（JIS規格）
JIS規格	JIS R 3209
JIS規格の名称	複層ガラス
JIS認証機関の名称	例：一般財団法人 日本建築総合試験所
JIS認証番号 ※4	例：GB0000000

JIS規格製品、JIS規格準拠製品、  
JIS規格外製品で書式が異なるため、  
該当する書式で申請すること

- \*1 株式会社、有限会社で統一すること。（株）（有）等の省略をしないこと。
- \*2 メーカーコードは、別シートの企業情報にメーカーコードを入力すると自動入力されるため直接入力しないこと。
- \*3 該当するガラスの名称を選択すること。ガラスの名称ごとにシートを分けて登録すること。
- \*4 当該JISの認証番号。尚、複数の工場で認証取得している場合は、代表工場のJIS認証番号を入力。過去3年以内に認証（認証維持審査によるものを含む）を受けているもの。

#### ■申請製品の詳細

●製品名（カタログ記載の製品名）※1	製品番号	●中空層の種類 ※2		●アタッチメントの有無 ※3		中央部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)] ※4	●グレード ※5	●SII製品型番（8桁）※6	●メーカー情報 ※7	
		種類	種類番号	有	無				問合せ窓口の電話番号	ホームページ等のURL
●コウセイノウ断熱ガラス	A1	乾燥空気	1	有	Y	1.50未満	S	GXYA11YS	00-0000-0000	http://www.000001
●コウセイノウ断熱ガラス	A2	乾燥空気	1	有	Y	1.50以上～2.33以下	A	GXYA21YA	00-0000-0000	http://www.000002
●コウセイノウペアガラス	A3	乾燥空気	1	無	N	1.50未満	S	GXYA31NS	00-0000-0000	http://www.000003
●コウセイノウペアガラス	A4	乾燥空気	1	無	N	1.50以上～2.33以下	A	GXYA41NA	00-0000-0000	http://www.000003

各項目の先頭に“●”がある項目は、  
SIIホームページにて公表

- (注1) 計算式や関数での入力を行わないこと。  
 (注2) 環境依存文字(罫やローマ数字)は、使用しないこと。  
 ローマ数字を使用する際は、それぞれ以下のアルファベットに置き換えること。  
 例：【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(バイ) X→X(エックス) 】  
 (注3) 赤色になるセルは全て入力すること。

- ※1 自社のカタログ記載の製品名を入力すること。  
製品番号は、製品ごとに連続性を持った2桁の英字と数字の組み合わせを入力すること。
- ※2 中空層の種類（気体名）を入力し、種類番号は以下より選択し、該当する数字1桁を入力すること。  
【 1:乾燥空気 2:アルゴンガス 3:クリプトンガス 4:真空 】
- ※3 対象製品のアタッチメントの有無を選択すると該当するアルファベット1文字は自動入力されるため直接入力しないこと（下表【アタッチメントの有無】を参照）。
- ※4 ガラス中央部の熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>·K)を選択すること。
- ※5 ガラス中央部の熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>·K)を選択すると該当するアルファベット1文字は自動入力されるため直接入力しないこと（下表【グレード】を参照）。
- ※6 製品型番は、他の項目を入力すると自動入力されるため直接入力しないこと（全8桁）。  
（メーカーコード：3桁）+（製品番号：2桁）+（中空層の種類：1桁）+（アタッチメントの有無：1桁）+（グレード：1桁）
- ※7 メーカー問合せ窓口の電話番号、メーカーホームページ等のURLを入力すること  
（公開不要の場合は空欄で可）。

#### 【アタッチメントの有無】

Y	アタッチメントが有る場合
N	アタッチメントが無い場合

#### 【グレード】

A	1.50以上2.33以下
S	1.50未満

### (3)-2 対象製品申請リスト 記入見本（窓）

#### ■記入例

##### 対象製品申請リスト【窓】

■申請者について ※各項目の先頭に"●"がある項目は、SIIホームページにて公表

●メーカー名 *1	株式会社高性能窓
メーカーコード *2	W99

各項目の先頭に"●"がある項目は、  
SIIホームページにて公表

\*1 株式会社、有限会社で統一すること。(株)(有)等の省略をしないこと。

\*2 メーカーコードは、別シートの企業情報にメーカーコードを入力すると自動入力されるため直接入力しないこと。

##### ■申請製品の詳細

● 建具の仕様 ※1	● 製品名(カタログ記載の製品名) ※2				● ガラス構成 ※3	開口部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)] ※4	ガラスメーカー 製品名 ※5		ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)] ※6	品質管理規格 ※7	性能試験規格 ※8	● SII製品型番 (7桁) ※9	● メーカー情報 ※10		
	シリーズ名	シリーズ 記号	シリーズ 内番号	開閉形式等の詳細			代表メーカー名	製品名					問合せ窓口の 電話番号	ホームページ等のURL	
樹脂製	PLサッシ	A	A1	引違い窓 窓タイプ	H	LoE複層(ガス入り)	1.90	XYZ硝子	LoEペアG	1.30	2	1	W99AA1H	00-0000-000	http://www.000003
樹脂製	PLサッシ	A	A2	引違い窓 窓タイプ	H	LoE複層	2.33	XYZ硝子	LoEペア	1.70	2	1	W99AA2H	00-0000-000	http://www.000003
樹脂製	PLサッシ	A	A3	たてすべり出し窓	T	LoE複層(ガス入り)	1.90	XYZ硝子	LoEペアG	1.30	2	4	W99AA3T	00-0000-000	http://www.000003
アルミ樹脂複合	PLALサッシH型	B	A1	引違い窓 掃出しタイプ	H	LoE複層	2.33	XYZ硝子	LoEペア	1.70	2	1	W99BA1H	00-0000-000	http://www.000003
アルミ樹脂複合	PLALサッシH型	B	A2	たてすべり出し窓	T	LoE複層	2.33	XYZ硝子	LoEペア	1.70	2	1	W99BA2T	00-0000-000	http://www.000003
アルミ樹脂複合	PLALサッシH型	C	A1	引違い窓 窓タイプ	H	LoE複層(ガス入り)	1.90	CBA硝子	LoEペアG	1.30	2	4	W99CA1H	00-0000-000	http://www.000004
樹脂製内窓	UサッシYYY	D	A1	引違い	H	LoE複層	2.33	CBA硝子	LoEペア	1.70	4	1	W99DA1H	00-0000-000	http://www.000004
樹脂製内窓	UサッシYYY	D	A2	たてすべり出し窓	T	LoE複層(ガス入り)	1.90	CBA硝子	LoEペアG	1.30	4	1	W99DA2T	00-0000-000	http://www.000004

(注1) 計算式や関数での入力を行わないこと。

(注2) 環境依存文字(斜やローマ数字)は、使用しないこと。

ローマ数字を使用する際は、それぞれ以下のアルファベットに置き換えること。

例:【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(バイ) X→X(エックス) 】

(注3) 赤色になるセルは全て入力すること。

※1 建具の仕様を選択すること(下表【建具の仕様】を参照)。

※2 自社のカタログ記載の製品名、「シリーズ名」+「開閉形式等の詳細」を入力すること。

シリーズごとにアルファベット1文字、シリーズ内ごとに連続性を持った2桁の英字と数字の組み合わせを入力すること。

開閉形式は該当するアルファベット1文字を選択すること(下表【開閉形式】を参照)。

製品名で防火仕様であることが分別できない場合は、製品名の後に( )書きにてその旨を記入すること。

※3 ガラスの構成種類を選択すること(下表【ガラスの構成】を参照)。

※4 開口部の熱貫流率 [W/(m<sup>2</sup>·K)] は、少数第2位まで入力すること。(注) 計算式や関数での入力を行わないこと。

なお、内窓の熱貫流率は、アルミの枠と単板ガラスを想定した外窓と合わせて算出すること。

※5 試験、計算時に試験体に装着されたガラスの代表メーカー名(1社)・製品名を記入すること。

※6 ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m<sup>2</sup>·K)] 少数第2位まで入力すること。(注) 計算式や関数での入力を行わないこと。

※7 製品ごとの品質管理規格を選択すること(下表【品質管理規格】を参照)。

※8 製品ごとの試験法、又は計算法を選択すること(下表【性能試験規格】を参照)。

※9 製品型番は、他の項目を入力すると自動入力されるため直接入力しないこと(全7桁)。

(メーカーコード:3桁)+(シリーズ記号:1桁)+(シリーズ内番号:2桁)+(開閉形式:1桁)

※10 メーカー問合せ窓口の電話番号、メーカーホームページ等のURLを入力すること

(公開不要の場合は空欄で可)。

##### 【建具の仕様】

外窓	樹脂製
	木製
	アルミ樹脂複合
	アルミ木複合
	樹脂木複合
内窓	樹脂製内窓
	木製内窓

##### 【開閉形式】

H	引違い窓等引き系窓
T	たてすべり出し窓等たて開き系窓
Y	よこすべり出し窓等よこ開き系窓
U	上げ下げ窓
F	FIX窓
D	テラスドア・勝手口ドア
X	その他

##### 【ガラスの構成】

ダブルLoE三層(ガス入り)
LoE三層(ガス入り)
LoE三層
LoE複層(ガス入り)
LoE複層
複層
その他(真空ガラス等)

##### 【品質管理規格】

1	JIS A 4706
2	JIS Q 9001
3	JIS Q 17050
4	品質管理証憑
5	その他

##### 【性能試験規格】

1	JIS A 4710
2	ISO 12567-1
3	JIS A 2102-1 JIS A 2102-2
4	WindEye
5	その他

### (3)-3 対象製品申請リスト 記入見本（断熱材）

#### ■記入例

■申請者及び申請製品について ※各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

●メーカー名 *1	株式会社高性能断熱工業
メーカーコード *2	DXYZ
JIS規格有無	有（JIS規格）
JIS規格 *3	JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521:2011、JIS A 9521:2014、JIS A 9526、JIS A 9523、JIS A 5914
JIS規格の名称 *4	人造鉱物繊維保温材、発泡プラスチック保温材、住宅用人工造鉱物繊維断熱材、建築用断熱材 建築物断熱材用吹付け硬質ウレタンフォーム、吹込み用繊維断熱材、建材畳床
JISの認証番号 *5	AB 08 056、AB 08 057

JIS規格製品、JIS規格準拠製品、供給者適合宣言での登録製品、天井吹込製品、JIS規格外製品で書式が異なるため、該当する書式で申請すること

- \*1 株式会社、有限会社で統一すること。（株）（有）等の省略をしないこと。
- \*2 メーカーコードは、別シートの企業情報にメーカーコードを入力すると自動入力されるため直接入力しないこと。
- \*3 JIS規格番号を選択すること（過去3年以内に認証を受けていること）。JIS規格番号ごとにシートを分けて登録すること。
- \*4 該当するJIS規格の名称を選択すること。
- \*5 当該JISの認証番号。JIS認証番号を全て入力すること。  
過去3年以内に認証（認証維持審査によるものを含む）を受けているもの。

各項目の先頭に“●”がある項目は、SIIホームページにて公表

#### ■申請製品の詳細

●製品名（カタログ記載の製品名）※1	製品番号	JIS規格※2	断熱材の種類※3		断熱材の形状※4	●熱伝導率 [W/(m・K)]※5	●SII製品型番（9桁）※6	●メーカー情報※7	
			●詳細種類	種類コード				問合せ窓口の電話番号	ホームページ等のURL
コウセイノボリスチレンフォーム	A1	1	高性能グラスウール断熱材16K相当	GW	マット系	0.041	DXYZA11GW	00-0000-0000	http://www.000001
コウセイノボリスチレンフォーム	A2	1	高性能グラスウール断熱材24K相当	GW	ボード系	0.041	DXYZA21GW	00-0000-0000	http://www.000001
XYZオメガ34	A3	1	建材畳K型50mm厚	TM	ボード系	0.041	DXYZA31TM	00-0000-0000	http://www.000001
XYZオメガ34	A4	1	吹込み用セルロースファイバー25K	CB	吹込	0.041	DXYZA41CB	00-0000-0000	http://www.000001

- (注1) 計算式や関数での入力を行わないこと。
- (注2) 環境依存文字(罫やローマ数字)は、使用しないこと。  
ローマ数字を使用する際は、それぞれ以下のアルファベットに置き換えること。  
例:【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(バイ) X→X(エックス) 】
- (注3) 赤色になるセルは全て入力すること。

- ※1 自社のカタログ記載の製品名を入力すること。  
製品番号は、製品ごとに連続性を持った2桁の英字と数字の組み合わせを入力すること。
- ※2 対象製品のJIS規格の有無を選択すること。  
【 1: JIS規格製品 2: JIS規格準拠製品 3: 供給者適合宣言での登録製品（JIS認証未取得製品等）  
4: 天井吹込製品 5: JIS規格外製品 】
- ※3 断熱材の詳細種類を選択すること。  
種類コードを選択すること（下表【断熱材 種類コード】を参照）。
- ※4 断熱材の形状を選択すること。「マット系」、「ボード系」、「吹込」、「吹付」、「その他」の5種。  
吹込・吹付系、真空断熱材等を選択した場合は、別紙「施工業者登録リスト」の提出も行うこと。
- ※5 熱伝導率 [ W/(m・K) ] を選択すること（JIS Z 8401に従って四捨五入し、小数点以下3桁に丸めた値）。  
（注）計算式や関数での入力を行わないこと。
- ※6 製品型番は、他の項目を入力すると自動入力されるため直接入力しないこと（全9桁）。  
（メーカーコード: 4桁）+（製品番号: 2桁）+（JIS規格: 1桁）+（種類コード: 2桁）
- ※7 メーカー問合せ窓口の電話番号、メーカーホームページ等のURLを入力すること（公開不要の場合は空欄で可）。

#### 【断熱材 種類コード】

GW	グラスウール	PE	ポリエチレンフォーム	PS	ウレタン吹付け
RW	ロックウール	PH	フェノールフォーム	VP	真空断熱材
EP	EPS	GB	グラスウール吹込み	TM	建材畳床
XP	押出	RB	ロックウール吹込み	MI	その他
PU	硬質ウレタン	CB	セルロース吹込み		

#### (4) OEM等の企業情報

製品を購入し自社の責任で販売する事業者は、OEM等企業情報（製品を製造する企業の情報）とOEM等先との契約書又は覚書等の写しを提出すること。製品登録完了後に、OEM等企業情報を追加登録する場合は、提出済みの対象製品登録申請書のデータ一式と共にメールにて提出すること。

(注) SII製品型番は、本事業で独自に付番する型番を記入すること。

#### ■記入例

※自動入力

G ガラス

ガラス、窓、断熱材で書式が異なるため、登録する製品区分ごとに提出すること

平成 27 年 ○ 月 ○ 日

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）

#### OEM等企業情報

##### ■申請するメーカーの情報

代表情報	会社名	〇〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	G	XY
------	-----	-----------	---------	---	----

##### ■OEM等先の情報

OEM等	会社名	株式会社 〇〇〇〇	所属	〇〇部
	担当者	〇〇 〇〇	E-mail	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.〇〇.〇〇
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都 〇〇 区 〇〇町 〇〇丁目〇〇番		
		建物名・部屋番号（部屋番号は必ずご記入ください） 〇〇〇〇 〇〇〇〇 OF ( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		

都道府県を選択

市区町村を選択

- ・合わせて提出する契約書や覚書等の写しと整合性をとること
- ・OEM等情報が変わるとにシートをコピーしてそれぞれ提出すること

##### ■SII製品型番の情報

No	SII製品型番	No	SII製品型番	No	SII製品型番	No	SII製品型番
1	GXYA11YS						
2	GXYA21YA						
3	GXYA31NS						
4	GXYA31NA						

上記OEM等情報に関連するSII製品型番を全て記入

※ 海外企業の場合の企業情報の書き方については別途SIIへ連絡してください。

### （5）施工業者登録リスト（断熱材）

現場吹込・吹付系、真空断熱材等は、下記の施工業者登録リストにて、SIIに登録されたメーカーが指定する施工業者を予めSIIに登録すること。また、SIIに製品が登録された後に指定施工業者の追加が生じた際は、別途、施工業者登録リスト(追加用)を提出すること。

#### ■記入例

※自動入力

平成 27 年 ○ 月 ○ 日

※自動入力

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
 （既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）

※自動入力

#### 施工業者登録リスト

会社名	〇〇〇〇〇株式会社	メーカーコード	D XYZ
-----	-----------	---------	-------

	SII製品型番	施工業者名	支店名	都道府県	市区町村・番地・ビル名等	問い合わせ電話番号
1	DXYZ011PE	株式会社△△△△	△△支店	△△県	△△市△△番地△△ビル	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

「株式会社」や「有限会社」等で記入

※都道府県は記入しないこと

支店が複数ある場合は支店ごとに記入

半角数字、半角ハイフンで記入  
 [例]00-0000-0000

本事業で独自に付番する製品型番を記入  
 (英大文字半角ならびに数字半角)

(注) SIIのホームページにて情報を公表するため、記入間違いのないよう注意すること。

特に、「市区町村・番地・ビル名等」に、「都道府県」を記入しないよう注意すること。

また、環境依存文字(罫やローマ数字)、計算式や関数での入力を行わないこと。

例:【 I→I(アイ) II→II(アイアイ) V→V(ブイ) X→X(エックス) 】

## (6) 変更届

変更届は、SIIに製品（平成26年度補正事業として、新規に登録された製品）が登録された後に登録内容等に変更が生じた際、提出すること。

### ■記入例

平成 27 年 ○ 月 ○ 日

メーカー名を記入

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）

提出日を記入

#### 対象製品【変更届】

会社名	○○○○○株式会社
メーカーコード	DXYZ

受領した  
メーカーコードを記入

#### 【修正の内容】

- 修正する項目にチェックを入れ、修正内容について詳細を記載すること。  
修正内容は登録した製品型番ごとに作成し、修正前後で内容が分かるよう具体的に明記すること。

企業情報	対象製品申請リスト	OEM等の企業情報	施工業者登録リスト
<input type="checkbox"/> 代表情報 <input type="checkbox"/> 連絡担当者 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 製品名 <input type="checkbox"/> リンク先URL <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> OEM等の情報 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 施工業者名、支店名 <input type="checkbox"/> 都道府県、市区町村・番地・ビル名等 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他( )

修正内容を選択する

追加(削除)の場合は  
こちらに記入

#### 【追加(削除)の内容】

- 追加(削除)する項目にチェックを入れ、追加(削除)内容について詳細を記載すること。  
追加(削除)内容は登録した製品型番ごとに作成し、追加(削除)前後で内容が分かるよう具体的に明記すること。

OEM等の企業情報 ※1	施工業者登録リスト ※2
<input type="checkbox"/> OEM等の企業の追加 <input type="checkbox"/> OEM等の企業の削除	<input checked="" type="checkbox"/> 施工業者の追加 <input type="checkbox"/> 施工業者の削除

※1 別途、提出済みの対象製品登録申請書のデータシートと、追加したOEM等の企業情報のシートをあわせてメールで提出すること。

※2 別途、施工業者登録リスト(追加用)をあわせて提出すること。

No	SII製品型番	変更前	変更後
1	DXYZ011PE	10社登録	1社追加登録(計11社登録)
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

本事業で独自に付番する製品型番を記入  
(英大文字半角ならびに数字半角)

・変更前後の内容を簡潔に記入  
・変更内容に応じて、別紙必要書類を提出をすること

### 3-6 審査結果通知

#### ■見本

<SII 文書管理番号>

平成●年●月●日

<メーカー（申請者）正式名称> 様

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 赤池 学

#### 平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金 （既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの） 対象製品審査結果について

この度は一般社団法人 環境共創イニシアチブの事業にご協力いただき、ありがとうございます。  
申請いただきました「平成26年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金  
（既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業）（補正予算に係るもの）」の対象製品公募につ  
きまして、厳正な審査の結果、登録されましたのでご通知申し上げます。

#### 記

申請者名：

高性能建材名称・型番

製品名称	製品型番

## 4. その他



## 4 その他

### 4-1 出荷証明書・施工証明書

#### (1) 出荷証明書・施工証明書の発行について

- ① メーカーは、自社の対象製品に対して、出荷証明書、施工証明書の発行の周知等を行うこと。
- ② 出荷証明書、施工証明書は、申請者が「補助事業実績報告書」の提出を行う際に必要となる。
  - ・ガラスや窓、断熱材のマット系・ボード系製品は、出荷証明書の提出が必要となる（施工証明書の提出は不要）。
  - ・断熱材の吹込・吹付製品、真空断熱材等は、SIIに登録されたメーカーが指定する施工業者が発行する施工証明書の提出が必要となる（出荷証明書の提出は不要）。
- ③ 出荷証明書は、原則、元請事業者への販売事業者が発行することとし、施工証明書は、工事を行う施工業者が発行することとする。
- ④ 出荷証明書、施工証明書に記載されたSII製品型番等と、SII登録型番等の情報をSIIで照合し、対象製品を用いて実際に出荷、施工されたか等の審査を行う。
- ⑤ 出荷証明書、施工証明書が複数ページになる場合は、必ず全てのページにページ番号を記載すること。
- ⑥ 出荷証明書、施工証明書は原則SIIホームページからダウンロードしたものを使用すること。

#### (2) 必要記載項目の要件

出荷証明書、施工証明書には、以下の必要項目の記載があること。

	必要記載項目	出荷証明書			施工証明書
		ガラス	窓	断熱材 (マット系・ ボード系)	断熱材 (吹込・吹付・ 真空断熱材等)
1. 日付	<input type="checkbox"/> 発行日	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> 納品日	●	●	●	-
	<input type="checkbox"/> 工事着手日、完了日	-	-	-	●
2. 発行先	<input type="checkbox"/> 元請事業者名※1	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> 現場名	●	●	●	●
3. 発行者	<input type="checkbox"/> 元請への販売事業者名※2、住所、印	●	●	●	-
	<input type="checkbox"/> 施工業者名、住所、印	-	-	-	●
4. 製品情報	<input type="checkbox"/> メーカー名	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> 製品名	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> SII製品型番	●	●	●	●
	<input type="checkbox"/> ガラスのメーカー名	-	●	-	-
	<input type="checkbox"/> ガラスの構成	-	●	-	-
5. 数量	<input type="checkbox"/> 枚数、サイズ(mm)	●	-	-	-
	<input type="checkbox"/> 窓数、サイズ(mm)	-	●	-	-
	<input type="checkbox"/> 厚み(mm)、施工部位	-	-	●	●
	<input type="checkbox"/> 出荷量(m <sup>2</sup> )	-	-	●	-
	<input type="checkbox"/> 施工使用量(m <sup>2</sup> )	-	-	-	●
6. 数値等	<input type="checkbox"/> ガラス中空層の厚さ(mm)	-	●	-	-
	<input type="checkbox"/> ガラス中空層内のガスの有無	-	●	-	-

※1 施主と契約した事業者

※2 元請事業者に製品を商流上販売した事業者

(3)-1 出荷証明書 書式見本（ガラス、窓、断熱材※マット系・ボード系）

■書式見本（ガラス）

**出荷証明書【ガラス】**

2015年 ○月 ○日  
(ページ / )

元請事業者名  
(株)〇〇工業 様

元請事業者に製品を  
商流上販売した事業者名  
及び住所  
株式会社〇〇〇 印

現場名 : 〇〇 〇〇〇様邸

納品日 : 2015年 ○月 ○日

フルネーム

〒000-0000

〇〇県〇〇市……

メーカー名	SII製品型番 (8桁)	製品名	枚数	ガラスサイズ(mm) 幅(W) × 高さ(H)
(株)高性能ガラス	GXYA11YS	コウセイノウ断熱ガラス	1	W〇〇〇〇 × H〇〇〇〇
				×
				×
				×
				×

■書式見本（窓）

**出荷証明書【窓】**

2015年 ○月 ○日  
(ページ / )

元請事業者名  
(株)〇〇工業 様

元請事業者に製品を  
商流上販売した事業者名  
及び住所  
株式会社〇〇〇 印

現場名 : 〇〇 〇〇〇様邸

納品日 : 2015年 ○月 ○日

フルネーム

〒000-0000

〇〇県〇〇市……

メーカー名	SII製品型番 (7桁)	製品名 (シリーズ名 + 開閉形式等の詳細)	窓数	窓サイズ(mm) 幅(W) × 高さ(H)	ガラスの メーカー名	ガラスの 構成	ガラス中空 層の厚さ (mm)	ガラス中空 層内のガス の有無
(株)高性能窓	W99AA1H	PLサッシ 引違い窓 窓タイプ	1	W〇〇〇〇 × H〇〇〇〇	XYZ硝子	LoE複層	12	有
				×				
				×				
				×				
				×				

■書式見本（断熱材※マット系・ボード系）

断熱材のマット系・ボード系の場合は「出荷証明書」を提出

**出荷証明書【断熱材(マット系・ボード系)】**

2015年 ○月 ○日  
(ページ / )

元請事業者名 (株)○○工業

元請事業者名 及び住所 株式会社○○

現場名 : ○○ ○○○様邸 フルネーム

納品日 : 2015年 ○月 ○日 〒000-0000

○○県○○市……

メーカー名	SII製品型番 (9桁)	製品名	厚さ (mm)	出荷量 (㎡)	サイズ(mm) 幅(W) × 長さ(L)
(株)高性能断熱工業	DXYZA11PE	コウセイノウポリスチレンフォーム	○○○	○○○	W○○○ × L○○○
					×
					×

サイズ種類が複数ある場合、  
全て記入すること

(3)-2 施工証明書 書式見本（断熱材※吹込・吹付・真空断熱材等）

■書式見本（断熱材※吹込・吹付・真空断熱材等）

断熱材の吹込み・吹付け・真空断熱材等の場合は「施工証明書」を提出

**施工証明書【断熱材(吹込・吹付・真空断熱材等)】**

2015年 ○月 ○日  
(ページ / )

元請事業者名 (株)○○工業 様

施工業者名及び住所 株式会社○○

現場名 : ○○ ○○○様邸 フルネーム

工事着手日 : 2015年 ○月 ○日 〒000-0000

工事完了日 : 2015年 ○月 ○日 ○○県○○市……

メーカー名	SII製品型番 (9桁)	製品名	厚み (mm)	施工 使用量 (㎡)	施工部位			写真 ※
(株)高性能断熱工業	DXYZA12GW	あったか断熱	○○○	○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁	<input type="checkbox"/> 天井・屋根	<input type="checkbox"/> 床	<input checked="" type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> 外壁	<input type="checkbox"/> 天井・屋根	<input type="checkbox"/> 床	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> 外壁	<input type="checkbox"/> 天井・屋根	<input type="checkbox"/> 床	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> 外壁	<input type="checkbox"/> 天井・屋根	<input type="checkbox"/> 床	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/> 外壁	<input type="checkbox"/> 天井・屋根	<input type="checkbox"/> 床	<input type="checkbox"/>

※SII対象製品を用いて適切に施工したことを証明する際、断熱材の梱包材(吹込)や容器(吹付)の製品ラベル、施工の厚み等が分かるように、SII製品型番ごとに写真撮影を行い、「写真」の欄に✓を入れること。

# MEMO

